

令和2年度設計業務等標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の設計業務等標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。  
下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
3-1-3	1-4 設計変更の積算	全て削除
4-1-35 ① 観測作業時間の算定	注) 1. . . . 共通仕様書第 2416条 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書第 2416条 . . .	注) 1. . . . 共通仕様書 等 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書 等 . . .
参1-1-1 2-1 設計価格等の扱い	設計に使用する価格は、 <u>原則として、入札時（入札書提出期限日）における . . .</u>	設計に使用する価格は、 <u>予算執行何時点における . . .</u>
参1-1-1 2-2 端数処理等の方法	(3) 物価資料を用いる単価	全て削除
参1-1-2 (10) 業務価格	<u>業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	<u>業務価格は、1000円単位とし、1000円未満は切捨てとする。</u>

<p>参 1 - 2 - 6</p> <p>(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分</p>	<p>4) 上記1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「<u>旅費取扱規則</u>」及び「<u>日額旅費支給規則</u>」によるものとする。</p>	<p>4) 上記1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。</p>
<p>参 1 - 2 - 6</p> <p>(2) 旅費交通費の扱い</p>	<p>3) <u>宿泊料</u> (国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)</p> <p>4) <u>日当</u> (普通旅費) 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、<u>2分の1日当を原則とする。</u></p>	<p>3) <u>宿泊料</u> (「<u>職員の旅費に関する条例</u>」による)</p> <p>4) <u>旅費雑費</u> 旅費雑費は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する旅費雑費については、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」による。</p>
<p>参 1 - 2 - 7</p>	<p>5) 日当・宿泊料</p>	<p>全て削除</p>
<p>参 1 - 2 - 8</p>		<p>資料①による</p>
<p>参 1 - 2 - 1 1</p>	<p>1 - 9 設計変更の積算方法</p>	<p>全て削除</p>
<p>参 4 - 1 - 3</p>		<p>資料②による</p>

【資料①】

第1編 総則

(3) 旅費交通費の構成

旅費交通費 = (旅費雑費 + 鉄道運賃等) + 宿泊料

※往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

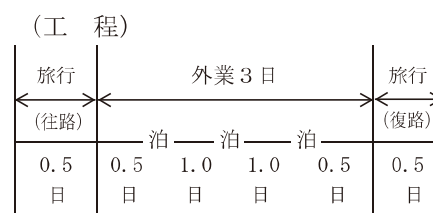
(4) 旅費交通費等の積算例 (滞在時)

1) 積算条件

滞在地 : 宮崎県

積算上の基地～現地までの距離 : 210km (県外からの旅行)

職業区分	編成 (人)	外業延 所要日数	宿泊 日数
測量主任技師	1	3	3
測量技師補	2	3	3
測量助手	2	3	3



移動日数 0.5日 + 0.5日 = 1.0日  
(往路) (復路)

2) 交通費

$$\text{鉄道運賃 (片道)} \quad \text{普通運賃} \quad 3,750 \text{円} \times \frac{100}{110} = 3,409 \text{円}$$

$$\text{特急料金} \quad 2,730 \text{円} \times \frac{100}{110} = 2,481 \text{円}$$

計 5,890円

3) 旅費交通費

	旅費雑費	交通費	往復	宿泊料	日数
測量主任技師	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円	
測量技師補	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円	
測量助手	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円	
旅費交通費計	= 40,507	+ 40,507 × 2	+ 40,507 × 2	= 202,535 円	

4) 往復旅行時間にかかる直接人件費 (参考)

	基準日額	移動日数
測量主任技師	= 45,400 × 1	= 45,400円
測量技師補	= 29,700 × 1	= 29,700円
測量助手	= 29,500 × 1	= 29,500円

往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 45,400 + 29,700 × 2 + 29,500 × 2 = 163,800円

## 1-3 道路設計における本線設計とそれに付属する設計の歩掛上の区分

設計区分	概略	予備	詳細	備考
小構造物	×	○	○	『設計業務共通仕様書』 4-4-3・4-4-4・4-4-6・4-4-8参照
管渠	○	○	○	
山間部の法面処理・対策	○	○	○	
側道	○	○	○	
平面交差点	×	●	●	『設計業務共通仕様書』 4-4-12・4-4-13・4-4-15・4-4-16・ 4-4-17・4-4-18参照
I C	×	●	●	
取付道路	○	○	●	『設計業務共通仕様書』 4-4-3・4-4-4・4-4-6参照
付替水路	○	○	●	
擁壁・函渠	○	○	●	
主要構造物の一般図	○	○	●	
路面排水計算	×	○	○	『設計業務共通仕様書』 4-4-4・4-4-6・4-4-8参照
座標計算	×	●	●	
環境	●	●	●	

○ 本線設計歩掛各区分に含まれる

● 別途積算

× 不要